

1 策定における基本的な考え方

少子高齢化の進展に的確に対応し、東京一極集中を是正し、住民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある生活を安心して営むことができる地域社会の形成、多様な人材確保、魅力ある就業の機会の創出等を目的とした「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）が公布され、国においては、将来に渡って活力のある日本社会を維持するために、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を示しました。

本市では、都市の中心核や他の地域コミュニティと相互に連携・共生し、人口減少時代においても持続可能なまち「あじさい都市」の実現を打ち出し、これに取り組んでいるところであり、「まち・ひと・しごと創生」の考え方は、あじさい都市の実現とその方向性を同じくするものであります。

よって、本市においても、一過性の取組みではなく中長期的な視点に立ち、人口減少と地域経済縮小の克服に特化した施策を横断的、戦略的に展開するための「総合戦略」を策定します。

人口減少は、労働者数の減少、地域内の消費及び経済活動を縮小させ、本市の基幹産業である製造業、農業の担い手不足を招き、また、市財政への影響により子育て・教育・福祉サービスの低下、道路など生活インフラ整備の停滞を引き起こします。

人口減少下においても長期にわたり持続可能な都市「あじさい都市」を形成するために、国総合戦略に掲げる「人口減少と地域経済縮小の克服」、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を踏まえ、「ひと」と「しごと」の好循環を生み出し、それを支える「まち」の活性化に取り組む施策を展開します。